

# 指定管理者評価シート(1次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働課 福祉部 地域福祉課
評価対象期間	平成29年4月1日～30年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</li> <li>(2) 施設の使用許可等に関する事。</li> <li>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</li> <li>(4) 施設の使用の制限に関する事。</li> <li>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</li> <li>(6) 施設の入館の制限に関する事。</li> <li>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</li> <li>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</li> </ol> <p>(老人憩いの家)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</li> <li>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</li> <li>(3) 施設の使用許可等に関する事。</li> <li>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</li> <li>(5) 施設の使用の制限に関する事。</li> <li>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</li> <li>(7) 施設の入館の制限に関する事。</li> <li>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</li> </ol>	
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	

## 2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	A
	A
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	A
	A
<p>事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。</p>	A
	A
<p>施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。</p>	A
	A
<p><b>〔所見〕</b>                      (コミセン)                      ・登録グループを中心に約1万6千人の利用者があり、多田東地域の重要な拠点として運営されている。</p> <p>(憩いの家)                      ・高齢者の心身の健康増進を図るための活動拠点として、有効利用されている。登録手続きについては、説明会にて各グループの代表者へ周知しており、適切に行っている。</p>	
<p><b>〔改善項目〕</b>                      (コミセン)                      特になし。</p> <p>(憩いの家)                      特になし。</p>	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	A
<p>施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。</p>	A
<p><b>〔所見〕</b>                      ・会館の立地などの利便性もあり、登録グループや協議会関係の定期使用以外に一般の利用も増えている。</p>	
<p><b>〔改善項目〕</b>                      ・一般の利用に関して、会館の設置目的と沿うものか確認しつつ、柔軟な対応に努めること。</p>	

(3) 利用者の満足度	A	
	A	
	利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。	B
	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。	A
		A
利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。	A	
その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。	B	
<p><b>[所見]</b>  (コミセン)  ・利用者へ積極的に声掛けをしながら、適切に対応されている。</p> <p>(憩いの家)  ・利用者への声かけを積極的に行うなど、親しみを持っていただけるよう心掛けて対応している。また、コミュニティセンターとの併設施設である点を活かして、高齢者のみでなく、全世代へ向けた地域の福祉活動拠点として有効に機能している。</p>		
<p><b>[改善項目]</b>  (コミセン)  特になし。</p> <p>(憩いの家)  特になし。</p>		

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
2 効率性の向上に関する取組み【効率性】	A
(1) 経費の節減	A
施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。	A
<p><b>[所見]</b>  (コミセン)  ・計画的にLED化を進める等、工夫した管理運営がなされている。</p> <p>(憩いの家)  ・職員ができる範囲の修繕は施設で行う等の工夫が見られるほか、管理業務の再委託についても細かい仕様を指定するなど、経費を最小限となるような工夫や取組みが多く見られる。</p>	
<p><b>[改善項目]</b>  ・他の老朽化した箇所についても、優先順位や緊急度を適切に判断して、適切に対応すること。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価 レベル
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】	A
(1) 管理運営の実施状況	A
施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。	A
業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。	B
施設の維持管理が適切に行われたか。	A
指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。	B
<p>【所見】</p> <p>(コミセン) ・適切に対応されている。</p> <p>(憩いの家) ・業務に必要な研修・教育については、独自に実施することが困難であるため、今後は市が主催する認知症サポーター養成講座や普通救命講習といった無料の講習等をうまく活用していただきたい。</p>	
<p>【改善項目】</p> <p>(共通) ・特になし。</p>	
(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など	A
	A
施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。	A
施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。	A
日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。	A
防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。	B
事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。	B
<p>【所見】</p> <p>(コミセン) ・土日休日・夜間などの緊急連絡先を公開するなど、工夫されている。</p> <p>(憩いの家) ・高齢者が多く利用する施設であるため、入口とロビーの敷居にある段差に蛍光テープを貼るなど日常の事故防止に取り組まれている。</p>	
<p>【改善項目】</p> <p>(共通) 特になし。</p>	

## 総 合 評 価

[ 所 見 ]	評価ランク	A
	評価ランク	A
<p>(コミセン)          ・平成28年度は休館もあり利用者約1万4千人であったが、平成29年度は利用者約1万6千人と増加している。今後とも様々な方に利用されることを期待する。</p> <p>(憩いの家)          ・土足化の後も施設が清潔に保たれており、職員の日々の努力によって快適に施設が利用できる環境が整備されている。また、高齢者だけでなく、コミセンとの併設施設である点を活かして、地域の重要な活動拠点として機能している。</p>		
[ 改 善 項 目 ]		
<p>(コミセン)          ・年々、利用者の高齢化に伴い登録グループの減少が見られるため、コミュニティ機関紙などを通じた募集なども検討すること。</p> <p>(憩いの家)          ・高齢者が多く利用する施設であることから、市が主催する無料の講習等に参加することで、AEDの使い方や認知症への理解を深めるなど、万への備えをしていただきたい。</p>		